

令和4年度 第12回総会

議 事 録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

日 時 令和5年3月8日（水）午後1時30分から午後1時50分
場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 12人

芝尾 恭典	西尾 朝嗣	光田 裕次
檀野 隆一	柳下 清隆	山本 光男
松川 幸男	池上 正昭	田中 宏
山本 一彦	中野 元裕	北井 秀信

(3) 欠席委員

藤田 昇 橋本 雅世

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 13人

小林 義博	井上 和夫	野里 孝雄
野口 宜律	中尾 美昭	高岡 一平
塔本 順一	藤原 武平	岸田 勝夫
寺山 忠夫	岡所 次郎	重谷 勝次
坂口 竹四郎		

(5) 欠席委員

なし

3 議事説明員

農業委員会事務局

事務局 長 名越 幸司

事務局 次長 河辺 眞佐彦

主 幹 山本 幸夫

立石 竜也

4 付議事項

- 議案第75号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第76号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第77号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第78号 農用地利用集積計画の決定について
- 報告第60号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第61号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第62号 農業従事証明の発行の報告について
- 報告第63号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について
- 報告第64号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第65号 農地の現況についての大阪国税局長からの照会に対する事務局長専決処分の報告について

5 会議の概要

議長（檀野隆一会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和4年度第12回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において芝尾恭典委員、西尾朝嗣委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、14名中12名でございます。なお、藤田昇委員、橋本雅世委員から欠席の旨、届出がされております。また、農地利用最適化推進委員は13名の出席をいただいております。以上でございます。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第65号「農地の現況についての大阪国税局長からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計10件であります。

それではまず、議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第67号と第68号についてご説明いたします。

まず、受付番号第67号は、申請地が南区大庭寺で市街化調整区域内にあり周辺は宅地、雑種地、道路及び田に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計1,318平方メートルで現在うねの状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第68号は、申請地が西区鳳西町1丁で市街化区域内にあり周辺は宅地、道路、畑及び雑種地に囲まれており、地目は田

1筆、面積は632平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が持分50分の3について贈与を受けるための申請です。

以上2件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第76号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第76号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第10号と第11号をご説明いたします。

まず、受付番号第10号は、自己転用するものです。申請人は中区八田南之町に居住する個人で、申請地は中区檜葉の畑2筆、面積は合計329平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は産業廃棄物収集運搬業を営む法人から、事業拡大により受注が増加している大阪南部地域でのトラック置場が緊急に必要な旨の要望があ

ったため、本申請地を露天駐車場として使用するものです。

申請は令和5年2月16日、受付は令和5年2月20日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、砂利敷により自然浸透する計画です。周囲には既存のコンクリートブロック及びフェンスを利用する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第11号は、自己転用するものです。申請人は美原区今井に居住する個人で、申請地は美原区今井の田2筆、面積は合計2,031平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は新規事業として小売業を営むため、都市計画法第29条の開発許可を受け、本申請地に店舗を建築するものです。

申請は令和5年2月22日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については敷地内に汚水枡を設置し南側道路污水管に接続する計画です。雨水については敷地内に雨水枡を新設し西側水路に放流する計画です。周囲にはフェンス等設置いたしません。特に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第77号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第77号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第51号と第52号をご説明いたします。

まず、受付番号第51号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が堺区甲斐町西1丁で不動産業を営む法人で、申請地は南区釜室の田4筆、面積は合計1,689.82平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は事業拡大に伴い建設資材が増加し、置場の確保が至急必要となったため、既存の置場に近く利便性の高い本申請地を露天資材置場として使用するものです。

申請は令和5年2月20日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、自然浸透及び南、西及び東側側溝へ排水する計画です。周囲にはフェンス等設置いたしません、特に問題はないものと判断いたします。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第52号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が南区和田で自動車販売業を営む法人で、申請地は南区和田の田1筆、面積は333平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は業務拡大により、現在使用している駐車場が手狭となったため、隣接にある本申請地を賃借し、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和5年2月21日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第43条第2号ロに該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水につい

ては、敷地内にU字溝及び会所を設置し、隣接既存駐車場の排水設備へ放流する計画です。周囲には擁壁を設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第78号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第78号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第146号から第156号をご説明いたします。

まず、受付番号第146号は、申請地は中区上之の田4筆、面積は合計1,403平方メートルで、現在稲刈り後、野菜、うね及び耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第147号は、申請地は中区深井畑山町の田畑2筆、面積は合計2,187平方メートルで、現在耕うん済一部ハウスの状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第148号は、申請地は南区榎の田2筆、面積は合計937平方メートルで、現在うねの状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年で、解除条件付きの貸借です。

次に、受付番号第149号は、申請地は北区野遠町の田1筆、面積は1,028平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸

借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第150号は、申請地は南区富蔵の田2筆、面積は合計3,132平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第151号は、申請地は北区野遠町の田6筆、面積は合計6,777平方メートルで、現在耕うん済、うね、ハウス及び野菜の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年で、解除条件付きの貸借です。

次に、受付番号第152号は、申請地は南区稲葉2丁の田2筆、面積は合計1,172平方メートルのうち1,127平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年で、解除条件付きの貸借です。

次に、受付番号第153号は、申請地は西区太平寺の田3筆、面積は合計2,187平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第154号は、申請地は東区北野田の田2筆、面積は合計1,480平方メートルのうち1,454.99平方メートルで、現在野菜及びうねの状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第155号は、申請地は中区辻之の田1筆、面積は600平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第156号は、申請地は美原区阿弥の田1筆、面積は1,652平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。続きまして、報告第60号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第65号「農地の現況についての大阪国税局長からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計6件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第60号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第65号「農地の現況についての大阪国税局長からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計6件を一括してご説明いたします。

まず、報告第60号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は12件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第61号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は5件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第62号「農業従事証明の発行の報告について」は1件ございました。受付番号第5号は申請地が美原区多治井の田1筆、面積は347平方メートル、申請人の年間耕作日数は100日、市街化調整区域内の耕作面積は2,695平方メートル、申請目的は農家住宅で添付書類も含め完備しておりましたので、書類を処理いたしました。

次に、報告第63号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事

務局長専決処分の報告について」は3件ございました。まず受付番号第35号は申出者が子で、主たる従事者の死亡、次に受付番号第36号は申出者が本人で、主たる従事者の故障、次に受付番号第37号は申出者が子で、主たる従事者の死亡により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。いずれも案件を担当地区の委員による現地調査等の確認後、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第64号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は5件ございました。まず受付番号第63号は、申請地が西区山田4丁の田1筆、面積は1,041平方メートル、現況は雑木林一部進入路で経過年数は15年以上、次に受付番号第64号は、申請地が美原区小寺の田1筆、面積は1,312平方メートル、現況は作業場及び資材置場で経過年数は50年以上、次に受付番号第65号は、申請地が西区草部の田1筆、面積は746平方メートル、現況は作業場、倉庫、事務所及び建物敷地の一部で経過年数は45年以上、次に受付番号第66号は、申請地が南区釜室の田1筆、面積は574平方メートル、現況は露天駐車場で経過年数は30年以上、次に受付番号第68号は、申請地が東区北野田の田2筆、面積は合計611平方メートル、現況は住宅及び露天駐車場で経過年数は40年以上でした。いずれも非農地である旨の報告を、総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に報告第65号「農地の現況についての大阪国税局長からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は1件ございました。受付番号第67号は、申請地が南区别所の田畑13筆、面積は合計3,544平方メートル、現況は農地であり買受適格証明書が必要である旨の回答を、総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はあり

ませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和4年度第12回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第75号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第76号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第77号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第78号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第60号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第61号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第62号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第63号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第64号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第65号	承 認	全 会 一 致

署名委員

會長 檀野隆一

委員 荻尾恭典

委員 西尾朝嗣